

鹿児島大学大学院連合農学研究科学生的一般セミナー参加に係る
旅費の支給について

平成 27 年 6 月 19 日 代議委員会決定

平成 29 年 3 月 13 日 代議委員会改定

1. 支給範囲

本研究科学生（以下「学生」という。）に対し、毎年、構成大学において開催される一般セミナーを受講するために必要な公共交通機関利用及び宿泊に要する経費の補助を行う。

ただし、既に 2 回受講した学生については対象外とする。

また、経費補助は、一般セミナーの期間のみを対象とし、前泊・後泊は対象としない。

2. 支給方法

1) 一般セミナーに参加する学生の旅費は、各構成大学の旅費支給規則に基づくものとする。

2) 配属大学の所在地以外に在住する社会人学生については、旅費による補助の申し出があった場合、実情に応じて支給できることとし、出発地は当該学生の居住地とする。

ただし、居住地が外国の場合は、国内の旅費に要する経費のみを補助の対象とする。

3) 旅費の補助を受けようとする学生は、一般セミナーの「web 登録」により申し込む。

3. 旅費の調整

1) 前 1. 支給範囲に基づき、日当は支給しないものとする。

2) 航空運賃を含むパック料金については、パック利用による実費額を支給する。ただし、夕食代及び朝食代がパック料金に含まれていないことを領収証等で確認できる場合は、夕食代については 1,500 円、朝食代については 700 円を加算することができる。

$$\text{旅費支給額} = \text{パック料金} (+ \text{夕} \cdot \text{朝食代}) + \text{車賃}$$

なお、私事による宿泊を含むパック料金は認めない。

3) パックを利用しない場合の宿泊料は、1 泊 8,000 円とする。

4. 航空運賃及びパック利用の上限

1) 航空運賃は、普通席とする。

2) パック料金については、正規の航空運賃（往復割引で計算した航空運賃）と宿泊料（8,000 円×宿泊数）の合計額を上限とする。

5. 加入保険

一般セミナーに係る旅費の補助を受けようとする学生は、「学生総合共済生命共済」又は「学生教育研究災害傷害保険」（いずれも自費）に加入していることを条件とする。ただし、社会人学生については、これに代わる保険に加入していれば可とする。

6. 経費の負担

本経費は、研究科長裁量経費から支出する。

7. 適用年月

平成 29 年度実施の一般セミナーから適用する。

附則

平成 17 年 10 月 7 日付け代議委員会決定の「鹿児島大学大学院連合農学研究科学生への一般セミナーに係る交通機関のチケット支給基準」は廃止する。